

美里町告示第64号

物品購入等の一般競争入札（事後審査型）を下記のとおり行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び美里町契約規則（平成9年規則第5号）第18条の規定に基づき公告する。

令和6年5月1日

美里町長 原 田 信 次

記

1 入札対象案件

- (1) 案 件 名 令和6年度水道メーター購入
- (2) 場 所 美里町大字広木973番地1
- (3) 期 間 契約締結日から令和6年9月30日まで
- (4) 設計金額 入札執行後に公表
- (5) 概 要 水道メーター購入
 - 13mm ネジ N=920個
 - 20mm ネジ N=90個
 - 25mm ネジ N=5個
 - 30mm ネジ N=3個
 - 50mm フランジ N=3個

(6) 入札手続等の方法

本案件は、美里町郵便入札実施要領（令和5年5月25日決裁）に基づき、入札を郵便により行う。なお、資料の提出については別途指示に従い提出すること。

2 入札執行の日時等

- (1) 入札書提出期間
 - 令和6年5月1日（水） 午前9時から
 - 令和6年5月24日（金） 午後4時まで
- (2) 開札日時
 - 令和6年5月27日（月） 午後2時45分
- (3) 開札場所
 - 美里町役場 203会議室

3 入札に参加できる者の形態

単体企業とする。

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 令和5・6年度美里町物品等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載があり、資格者名簿において、業種区分「販売」で登載があり、営業品目（大）「理化学機器」、営業品目（小）「流量計・水道メーター」に受注希望がある者であること。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) この案件の公告日から入札日までの期間に、国又は地方公共団体から指名停止の措置を受けていない者であること。
 - (4) この案件の公告日から入札日までの期間に、美里町の締結する契約からの美里町建設工事等暴力団排除措置要綱（平成18年告示第82号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
 - (5) この案件の公告日から入札日までの期間に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。
 - (6) 平成31年4月1日から公告日までにおいて、地方公共団体に水道メーターの納入実績を有していること。
- 5 入札参加資格の有無の確認
美里町物品購入等一般競争入札実施要領に基づき、入札執行後に確認する。
- 6 仕様書等
- (1) 公開日 令和6年5月1日（水）
 - (2) 仕様書、その他必要な書類（以下「仕様書等」という。）は、美里町ホームページからダウンロードすること。
- 7 仕様書等に関する質問
入札参加者は、仕様書等に関し質問がある場合は、次のとおり質問内容を電子メールにより提出すること。
- (1) 受付期間
令和6年5月 1日（水） 午前9時から
令和6年5月15日（水） 午後4時まで
 - (2) 質問送付先
電子メールアドレス zaisei@town.saitama-misato.lg.jp
 - (3) 質問に対する回答
質問に対する回答は、美里町のホームページに、令和6年5月20日（月）までに掲示する。
- 8 入札に関する注意事項
- (1) 入札書に記載する金額
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 提出書類
入札書とともに入札金額積算内訳書を提出すること。
 - (3) 提出方法
入札書の提出は、一般書留郵便又は簡易書留郵便による郵送とする。
それ以外の方法（通常郵便、特定記録郵便、レターパック、宅配業者によるメール便、持参など）により提出された場合は、無効となる。
- 提出先

(4) 入札執行等

ア 入札参加者の数が2に満たない場合は、入札を中止する。

イ 入札回数は、1回とする。また、初度の入札の結果再入札となった場合、再入札の回数についても1回とする。

ウ 初度の入札の結果、再入札となった場合の入札書提出期間及び開札日については、初度の入札の終了後、美里町ホームページに掲載する。なお、初度の入札において、入札に参加しなかった者、最低制限価格に満たない金額で入札を行った者及び無効である入札を行った者は、再入札に参加することはできない。

(5) 開札の立会

開札に立会いを希望する場合は、開札立会申請書を開札日の2日前までに電子メールにて送信すること。

(6) 独占禁止法等関係法令の遵守

入札に当っては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

9 最低制限価格

設定しない。

10 入札保証金

免除とする。

11 入札の無効に関する事項

美里町契約規則第24条及び美里町郵便入札実施要領第10条に定めるもののほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 事後審査に必要な書類を、期限までに提出しない者が提出した入札

(2) その他公告に示す事項に反した者がした入札

12 落札候補者の決定

(1) 落札候補者は、開札において予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、一番低い価格の入札をした者とする。

(2) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あった場合は、くじを利用し、落札候補者を決定する。

13 開札後に関する事項

(1) 本入札は事後審査型であるため、開札後、落札決定を保留とする。落札候補者通知書を受けた者は、資格審査書類を、通知を受けた日から2日以内に提出すること。

(2) 落札決定後、美里町ホームページにより入札結果を公表する。

14 契約の締結に関する事項

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約については、仮契約を締結し、美里町議会の議決をもって本契約とする。

なお、落札決定から本契約までの間に、国又は地方公共団体から指名停止の措置を受けた者は、本契約を締結できない。（契約辞退を申し出るものとする。）

15 契約保証金

免除とする。

1.6 支払条件

完了払（一括）とする。

1.7 その他

- (1) 入札参加者は入札後、この公告、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (2) 申請手続及び入札に関する様式については、美里町所定のものを使用すること。

1.8 この告示に関する問い合わせ

美里町総合政策課財政係

TEL 0495-76-1114（直通）

FAX 0495-76-0909